

社会福祉法人元気の里とかち 防火管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかちの防火管理の徹底を期し、もって火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達するため防火管理について必要な事項は、別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

(予防管理組織)

第3条 この組織は、常時の火災予防のための組織と自主点検、検査を実施するための組織とし、防火管理者を置き、その下に防火担当責任者及び火元責任者を置く。

2 消防用設備等、避難施設その他火気使用施設について、適正管理と機能保持のため、点検検査員を指名し点検検査を行わせるものとする。

3 前各項による責任者及び点検検査員の任務は、別表に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第4条 火災、震災、その他の事故発生被害を最小限度にとどめるため、施設総合管理者を隊長とした自衛消防隊を組織する。

(点検検査基準)

第5条 火災予防上の自主点検、消防用設備等の点検基準は、別表に定めるところによる。

(改善措置並びに記録の保存)

第6条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、重要事項については、改善意見を添えて町長まで報告するものとする。

3 点検結果は、その都度別に定める検査票及び維持台帳等を記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第7条 構内の建物内外において、臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を得なければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第8条 構内の諸設備について、火災警報発令下、又は、その他の事情により火災発生の危険、又は、人命安全上の危険が切迫していると認めるときは、防火管理者はその旨構内全般に伝達し火気使用の中止を命ずることが

できる。

(教育訓練)

第 9 条 防火管理者は、職員に対して防火に関する教育訓練を実施しなければならない。

第 10 条 職員は、前条による教育を積極的に受けるとともに、自主研究を行い防火管理の万全を期するよう努力するものとする。

(自衛消防訓練)

第 11 条 防火管理者をはじめ職員は、有事に際し人命の保護と災害の拡大防止を計るため、自衛消防訓練により技術の練磨を図るよう努力するものとする。

訓練の種類は次による。

- (1) 部分訓練—通報、消火、避難誘導等
- (2) 総合訓練

(研究会の開催等)

第 12 条 防火管理者は、火災予防に関して、必要に応じ随時職員との研究会を開催するものとする。

2 防火管理者は、避難誘導計画及び消防用設備等配置図を作成して、見やすい箇所に掲出し、職員に徹底を図るものとする。

(連絡事項)

第 13 条 防火管理者は、次に掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) その他防火管理についての必要事項

(立入検査の立会)

第 14 条 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者又は、防火管理者の指定した者が立ち会うものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条・第5条関係)

点検検査基準

1 自主点検

区分	検査内容	回数	備考
防火上の設備	一般事項	随時	
	全般事項	毎年3月・9月	
整理清掃状況	一般事項屋内	随時	
	一般事項屋外		
たき火喫煙管理状況	一般事項屋内	随時	
	一般事項屋外		
火気使用設備	機械器具	始終業時各1回	
	同上の管理状況	毎週1回以上	
電気設備	全般事項	毎月1回以上	
	絶縁抵抗測定	毎年1回以上	
危険物関係	全般事項	随時	

2 消防用設備等点検

区分	検査内容	外観的事項	作動機能 性能事項	精密検査	備考
消防の用に供する消火警報 避難設備等	一般	1ヶ月1回	毎年1回	4年1回	
	全般	2ヶ月1回			
同上設備の管理上の事項 消火器の員数 消火栓の状 況 出入口通路、非常口の障害、 状況等	屋内 屋外	毎月1回以上			

3 教育訓練計画

計画事項	計画内容	実施回数
職員等に対する教育	防火管理機械の周知徹底 防火管理上の遵守事項 防火管理に関する職員各自の責務並び に責任の周知徹底 その他防火管理業務遂行上の必要な事 項	年 1 回以上
入所者に対する教育	防火管理上の遵守事項 避難方法	年 1 回以上
自衛消防訓練	通報訓練 消火訓練 避難誘導訓練 その他の訓練	年 2 回以上

予 防 管 理 組 織 ・ 自 衛 消 防 組 織 図

